

対策計画書

届出者	住所 東京都 千代田区大手町一丁目5番5号	氏名	株式会社 みずほ銀行 取締役頭取 藤原 弘治
特定事業者の主たる業種		62銀行業	
該当する特定事業者の要件	レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
		大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
		大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要	事業内容：銀行業 従業員数：29,452人（平成28年12月31日現在） 資本金：1兆4040億円		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間			
平成	29年	4月	1日～平成32年3月31日(3年間)
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量		7,712 t-CO ₂	
基準年度における温室効果ガス総排出量(平準化補正後)		8,861 t-CO ₂	
(3) 温室効果ガスの削減目標(目標年度の対策後排出量)		7,481 t-CO ₂	
温室効果ガスの削減目標(目標年度の対策後排出量(平準化補正後))		8,594 t-CO ₂	
	選択	目標削減率(排出量ベース)	0%
	レ	目標削減率(原単位ベース)	3%
		目標削減率(平準化補正ベース)	3%

目標削減率に関する考え方

<みずほ>ではCO2排出量削減目標の達成に向けて、省電力対応設備の導入や適正な運用、管理の徹底などの省エネ対策を行うとともに、社員の環境配慮意識の向上に努め、CO2排出量削減に取り組んでいます。

また、みずほ銀行では、上記以外にも、独自に制定した営業店の環境配慮に関する「<みずほ>環境基準」に基づき、太陽光発電システムやLED照明を採用する「環境配慮型店舗～<みずほ>エコ店舗～」の設置を順次検討し、CO2排出量の目標削減率(原単位ベース)年1%(新規出店増加分も見込み)を目指します。

植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量		
目標年度における吸収量	0 t-CO ₂ 吸収量による削減率	0.0%

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容(目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 (延床面積)

(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

〈みずほ〉では、「環境への取り組み方針」を定め、CSR推進体制の枠組みの中で、地球環境の保全に向けた取り組みをグループ一体となって推進している。みずほフィナンシャルグループおよびグループ中核会社各社では、CSR全般を審議するCSR委員会を設置し、其々グループ全体とグループ会社各社内とで温室効果ガス削減等も含めた方針や取り組み実績を管理する体制を構築している。また、主要グループ会社の環境担当者を対象とした環境担当者連絡会を定期的を開催し、グループの方針・施策の徹底とグループ会社間の情報共有を行っている。

その中で、みずほ銀行では、温室効果ガス削減に向け、計画管理責任者を中心とした管理体制を構築し、全社的に取り組んでいる。

対策計画書

届出者	住所	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル 6階	氏名	三菱伸銅株式会社 取締役社長 堀 和雅
特定事業者の主たる業種		23非鉄金属製造業		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		三菱伸銅株は伸銅会社として、主に銅及び銅合金の条、板、棒、線、ならびにその伸銅品を材料とする加工品を製造、販売しています。 本社は東京に位置し、大阪府下事業場として、三宝製作所を有しています。		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間	
平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 (3年間)	
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量	48,513 t-CO ₂
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)	52,080 t-CO ₂
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)	54,121 t-CO ₂
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))	58,188 t-CO ₂
選択	目標削減率 (排出量ベース) 0 %
レ	目標削減率 (原単位ベース) 3 %
	目標削減率 (平準化補正ベース) 2.9 %

目標削減率に関する考え方

当社三宝製作所は製造活動を行っていることから、本計画書では、生産数量を母数に排出原単位を設定し、目標年度である平成 31年度において、大阪府内において温室効果ガスを3%(原単位ベース)削減する目標を掲げるとともに、総排出量についても削減に努めていきます。

当社三宝製作所は、環境方針に基づき、省エネルギー対策を積極的に推進し、環境目的・目標として、エネルギー使用量原単位を毎年1%削減を掲げています。本計画書では、環境行動計画に掲げた取り組みを反映したものとしています。

植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量

目標年度における吸収量	0 t-CO ₂ 吸収量による削減率	0.0 %
-------------	-------------------------------	-------

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 (生産量)

(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

- ・ H20年4月に合併、H22年より環境活動を一本化し、三菱伸銅社環境理念、環境方針を制定、三宝製作所においても場所目的目標として、省エネルギー・廃棄物の削減・化学物質の管理を取り組みテーマとして、活動を推進しています。
- ・ また三宝製作所環境管理委員会下部組織として省エネルギー委員会を設立、省エネテーマを選定し、夫々の取り組みテーマの進捗状況を報告、現状改善などを検討しています。

対策計画書

届出者	住所	大阪市福島区野田6-5-20	氏名	三菱倉庫株式会社大阪支店 支店長 藤倉 正夫
特定事業者の主たる業種		47倉庫業		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		倉庫事業に港湾運送事業、陸上・海上・航空輸送による国際輸送事業を加えた包括的でグローバルな物流サービスを提供致しております。また、データセンター対応オフィスビルの開発・賃貸を中心に、商業施設、住宅も取扱う不動産事業も営んでおります。		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間									
平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 (3年間)									
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量	13,533 t-CO ₂								
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)	15,614 t-CO ₂								
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)	13,127 t-CO ₂								
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))	15,145 t-CO ₂								
選択	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">目標削減率 (排出量ベース)</td> <td style="text-align: right;">0 %</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">レ</td> <td>目標削減率 (原単位ベース)</td> <td style="text-align: right;">3 %</td> </tr> <tr> <td colspan="2">目標削減率 (平準化補正ベース)</td> <td style="text-align: right;">3 %</td> </tr> </table>	目標削減率 (排出量ベース)	0 %	レ	目標削減率 (原単位ベース)	3 %	目標削減率 (平準化補正ベース)		3 %
目標削減率 (排出量ベース)	0 %								
レ	目標削減率 (原単位ベース)	3 %							
目標削減率 (平準化補正ベース)		3 %							

目標削減率に関する考え方

当社の大阪府内でのエネルギー消費は、電気使用量が大半を占め (全体の約8割)、その大部分が倉庫事業における定温・冷蔵倉庫、及び不動産事業におけるデータセンター対応オフィスビルでの空調機利用によるものです。そこで本計画書では、施設の延床面積を母数に排出原単位を設定し、目標年度である平成31年度までに大阪府内において、温室効果ガスを年率1% (原単位ベース) 削減する目標を設定するとともに、総排出量についても削減に努めていきます。

当社は、改正省エネ法の「特定事業者」に該当し、所有・賃貸借する施設について、平成27年度から5ヵ年で原単位あたり年平均1%以上の使用エネルギー削減を目標に掲げ、改善に取り組んでおります。本計画書は、その取り組みを反映した内容となっております。

植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量

目標年度における吸収量	0 t-CO ₂ 吸収量による削減率	0.0 %
-------------	-------------------------------	-------

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 (延べ床面積)

(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

・当社グループは平成18年に策定した「環境方針」、当該環境方針の具体的な指針として平成21年に策定した「環境ボランタリープラン」に基づいて、地球環境に配慮した事業活動を推進しております。

・CSR担当常務役員を委員長、各部室長を委員とする「CSRコンプライアンス委員会」を設置し、同委員会において目的・目標を定め、グループにおける環境保全活動を含めたCSR活動の推進を図ります。

対策計画書

届出者	住所	東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル	氏名	三菱地所株式会社 代表執行役 吉田 淳一
特定事業者の主たる業種		69不動産賃貸業・管理業		
該当する特定事業者の要件		<input checked="" type="checkbox"/> 大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者 <input type="checkbox"/> 大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者 <input type="checkbox"/> 大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者		
事業の概要		オフィスビル・商業施設等の開発、賃貸、管理 収益用不動産の開発・資産運用 住宅用地・工業用地等の開発、販売 余暇施設等の運営 不動産の売買、仲介、コンサルティング		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間	
平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 (3年間)	
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量	63,268 t-CO ₂
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)	68,413 t-CO ₂
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)	63,268 t-CO ₂
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))	68,413 t-CO ₂
選択	<input type="checkbox"/> 目標削減率 (排出量ベース) 0 % <input checked="" type="checkbox"/> 目標削減率 (原単位ベース) 3.1 % <input type="checkbox"/> 目標削減率 (平準化補正ベース) 3.2 %

目標削減率に関する考え方

排出量ベースでは基準年度と同等の排出量ではあるが、ビルの入居率が3年で上昇する見込みである。
 原単位(排出量ベース)で単年度1%の温室効果ガスの削減を目標とし、目標年度末(平成32年3月)までに約3%の削減を目指します。

植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量

目標年度における吸収量	0 t-CO ₂	吸収量による削減率	0.0 %
-------------	---------------------	-----------	-------

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記す)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 (稼働面積 (共用部+貸付面積))

(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)

温室効果ガス排出量は稼働面積 (共用部+貸付面積)、本計画書では、稼働面積を母数に排出原単位を設定し、目標年度である平成31年度において、大阪府内における温室効果ガスを原単位ベースで3%削減する目標をかかげるとともに、総排出量についても削減に努めていきます。

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

OAPタワーならびにグランフロント大阪北館・南館（+うめきた広場）で省エネルギーの推進と温暖化ガスの排出削減に努めます。
毎月担当者会議を開催し、省エネルギー対策の立案と検証を行い、毎月のエネルギー使用量を報告すると共に、使用量増減の分析を行います。

対策計画書

届出者	住所	大阪府淀川区西中島6丁目1-1	氏名	三星建物株式会社 代表取締役 堀 桂子
特定事業者の主たる業種		69不動産賃貸業・管理業		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		不動産の賃貸業		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間	
平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 (3年間)	
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量	3,017 t-CO ₂
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)	3,343 t-CO ₂
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)	2,927 t-CO ₂
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))	3,243 t-CO ₂
選択	目標削減率 (排出量ベース) 0 %
レ	目標削減率 (原単位ベース) 3 %
	目標削減率 (平準化補正ベース) 3 %

目標削減率に関する考え方

温室効果ガス排出量は、テナントの入居使用によるエネルギーの消費で大きく変動するため、入居率を排出原単位として設定。
ビルとして熱源運転の調整、共用部分照明等の切り分け、点灯時間の調整等を行い運用する。
貸しビルとして、各社の事業活動を大幅に抑制することが困難であるため、テナントの理解協力を得ながら運用したい。

植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量

目標年度における吸収量	0 t-CO ₂	吸収量による削減率	0.0 %
-------------	---------------------	-----------	-------

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 (ビル貸室入居率)

(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)

ビル賃貸業のため、入居率の増減が排出量に大きく影響するため。

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

- ・各機器の運用方法を継続して見直しを行い、エネルギー消費の効率を上げる。
また、省エネ効果の高い機器類の導入も予算計画に盛り込み推進していきたい。
- ・上記取組のために、毎月のビル管理報告会において管理会社からオーナー側へ各機器類の運用状況、メンテナンス履歴等の報告並びに運用改善の提案を行う。これらの情報をもとに機器の更新や新システム導入などをビルオーナーにて検討していく。